

令和6年度中小企業強靱化のための事業計画策定支援等に係る業務請負先の公募について

標記の件について下記のとおり公告する。

令和6年4月26日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
災害対策支援部長 長谷川 貴則

記

1. 実施目的

近年、中小企業・小規模事業者（以下「事業者」という。）を取り巻く事業環境が急速に変化し、また大規模災害が頻発する中で、事業者がそれらに対応するために事業活動を継続する能力の強化（以下「強靱化」という。）に取り組むことが求められている。

政府においては、中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（以下「中小企業強靱化法」という。）」を令和元年に施行し、防災・減災に取り組む事業者がその取組を事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画（以下「事業計画」という。）としてとりまとめ、国が認定する制度を創設している。これらの認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）は、令和6年3月末時点で67,280件にのぼり、今後も増加させることが求められている。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）では、事業者の強靱化の取組を広範にかつ強力に支援するために、全国中小企業強靱化支援協議会（※）を発足させるなどして、事業者の事業継続力強化に対する支援に注力しているところ。

本事業では、事業者が自然災害等への事前対策に係る知見を有する支援人材（以下「支援人材」という。）を活用し、事業計画の策定および認定取得に向けた申請支援によって、経営の強靱化を強力に推進することを目的とする。

※令和2年1月、株式会社商工組合中央金庫、一般社団法人中小企業診断協会、株式会社日本政策金融公庫及び中小機構の四者で設立。各会員が繋がりのある事業者や組合に働きかけるなど、各会員の強みを踏まえ、相互に密接に連携して、事業者の強靱化を積極的に支援。

2. 業務の内容

(1) 事業計画の策定支援

事業計画の策定および認定取得を希望する事業者に対して、支援人材がアドバイス（以下「ハンズオン支援」という。）を行う。なお、支援にあたっては、事業者の業種、規模及び特性に応じた実効性のある事業計画策定および認定取得に向けた助言を行い、国の認定を受けることを目指すものとする。

(2) 事業実施に伴う広報等

ハンズオン支援を効果的かつ有機的に実施するにあたり、請負事業者のネットワークを活用して参加者募集や事業の実施状況について強力、正確かつタイムリーに、支援数を達成に導く広報を行う。

3. 参加資格

(1) 中小機構の契約事務取扱要領第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。

※要領については当機構 Web サイトを参照。

<https://www.smrj.go.jp/org/info/bid/contract/index.html>

(2) 中小機構反社会的勢力対応規程（規程 22 第 37 号）第 2 条に規定する反社会的勢力に該当しないこと。※当機構 Web サイトを参照。

<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>

(3) 令和 4・5・6 年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等（301 広告・宣伝）」又は「役務の提供等（303 調査・研究）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(4) 当該業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(5) 現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結しているものまたは専門家が役員等に所属する法人に該当するものでないこと。

(6) 過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者でないこと。

(7) 令和 6 年 5 月 10 日（金曜）に開催する仕様説明会に参加していること。

(8) 「プライバシーマーク」の使用許諾、情報セキュリティに関して、ISMS、ISO/IEC27001、

JISQ27001、BS7799 等の認証、それと同等の認証等を有している、又は同等のセキュリティ管理体制を確立していること。

(9) より広範な広報の実施及び効率的な計画策定支援を遂行するため、共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合の要件については次のとおりとする。

- ①企画書等の提出時までには共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加すること。
- ②代表者及び構成員は、中小機構が定める入札参加資格を満たしていること。
- ③代表者及び構成員は、同一の入札において、他の共同事業体の代表者もしくは構成員となることはできない。
- ④共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

4. スケジュール

- 5月10日（金曜） 仕様説明会
- 5月14日（火曜） 質問書提出期限
- 5月16日（木曜） 質問書回答
- 5月27日（月曜） 企画提案書提出期限
- 5月29日（水曜） プレゼンテーション、審査
- 6月10日（月曜） 契約締結予定

5. 仕様説明会の開催日時等

- (1) 開催日時：令和6年5月10日（金曜） 14時30分～15時30分（予定）
- (2) 開催場所：東京都港区西新橋 1-6-15 NS 虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）

3F Iルーム

※参加人数の確認のため、仕様説明会に参加希望の場合は、下記の担当者まで、Eメールにて、①社名、②参加人数（最大2名まで）、③担当者氏名・所属部署名・役職名を明記のうえ、令和6年5月9日（木曜）12時までに必ず連絡すること。

※参加者多数の場合は、参加人数の制限を行う可能性がある。

(担当者連絡先)

独立行政法人中小企業基盤整備機構 災害対策支援部災害対策支援課

担当：徳野

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル6階

電話：03-6459-0042（直通）

Eメール：kyoujinka@smrj.go.jp

6. 留意事項

- (1) 採用の可否にかかわらず、本企画書の作成に係る費用はお支払できません。
- (2) 一度提出された書類の変更及び取り消しはできません。
- (3) 提出された書類は返却いたしません。
- (4) 提出された書類や取得した情報等は本業務の採択に関する審査以外には使用しません。
- (5) 選考については、結果のみ通知し選考内容については公表いたしません。
- (6) 仕様説明会の参加者であって本選考への参加を辞退する場合、令和6年5月22日（水曜）17時までに、辞退の旨を下記の問合せ・連絡先の担当者のメールアドレスに連絡すること。後日、入札辞退届を提出するとともに、説明会時の配布資料を中小機構に返却すること。

7. 問合せ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 災害対策支援部災害対策支援課

担当：徳野

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル6階

電話：03-6459-0042（直通）

Eメール：kyoujinka@smrj.go.jp

この公募に関する掲載期間は、

令和6年4月26日（金曜）から令和6年5月9日（木曜）までとする。

以上